

議案第61号

令和7年度基山町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度基山町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,099,655千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

基山町長 松田 一也

令和7年12月12日原案可決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
14 国庫支出金		1,671,246	234,279	1,905,525
	1 国庫負担金	950,852	235,949	1,186,801
	2 国庫補助金	715,482	△1,670	713,812
15 県支出金		649,655	101,752	751,407
	1 県負担金	420,937	101,160	522,097
	2 県補助金	175,981	621	176,602
	3 委託金	52,737	△29	52,708
16 財産収入		9,842	157	9,999
	1 財産運用収入	9,151	157	9,308
17 寄附金		656,211	1,682	657,893
	1 寄附金	656,211	1,682	657,893
18 繰入金		998,409	54,600	1,053,009
	1 基金繰入金	991,264	54,600	1,045,864
20 諸収入		143,522	21,812	165,334
	5 雑入	40,860	21,812	62,672
21 町債		241,900	36,300	278,200
	1 町債	241,900	36,300	278,200
歳 入	合 計	9,649,073	450,582	10,099,655

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		147,361	401	147,762
	1 議会費	147,361	401	147,762
2 総務費		2,118,453	10,582	2,129,035
	1 総務管理費	1,902,044	9,238	1,911,282
	2 徴税費	121,786	968	122,754
	3 戸籍住民基本台帳費	74,781	442	75,223
	5 統計調査費	8,399	△66	8,333
3 民生費		3,409,829	422,988	3,832,817
	1 社会福祉費	1,872,163	225,847	2,098,010
	2 児童福祉費	1,537,364	197,141	1,734,505
4 衛生費		766,453	2,019	768,472
	1 保健衛生費	312,296	4,962	317,258
	2 清掃費	453,407	△2,943	450,464
6 農林水産業費		125,202	2,558	127,760
	1 農業費	88,710	2,558	91,268
	2 林業費	36,492	0	36,492
7 商工費		250,282	594	250,876
	1 商工費	250,282	594	250,876
8 土木費		752,668	2,988	755,656
	1 土木管理費	33,735	71	33,806
	2 道路橋梁費	366,449	2,090	368,539
	3 都市計画費	103,394	667	104,061
	5 住宅費	66,545	160	66,705
9 消防費		290,871	29	290,900
	1 消防費	290,871	29	290,900
10 教育費		1,093,855	7,332	1,101,187

(単位：千円)

[illegible]

第2表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
集落支援員人件費	令和8年度から令和10年度まで	14,567千円

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等適正 管理推進事業	34,600	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。	70,900	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものによる。ただし、町財 政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利債に借換え することができる。